

29新監査第51号
平成29年4月6日

請求人様

新宿区監査委員	岩田一喜
同	濱田幸二
同	白井裕子
同	中村真一

新宿区職員措置請求について（通知）

平成29年3月30日付けで提出された住民監査請求書に基づく新宿区職員措置請求（住民監査請求）については、下記の理由により却下することに決定したので通知します。

記

1 事実経過

請求人は、平成29年3月30日（以下、年号は特に明示しない限り平成29年である。）、新宿区監査委員に対し、新宿区立新宿スポーツセンター特定天井等改修工事外2件に係る住民監査請求書を提出した。さらに4月3日に、3月30日付の請求書を自ら補正する内容の請求書を提出した。

2 却下の理由

- (1) まず、3月30日付の請求書において、請求人は、総計2億7,840万4,090円の新宿区立新宿スポーツセンター特定天井等改修工事外2件の工事請負契約（以下「本契約」という。）において実施されたプール室の照明器具の壁への移設工事のために眩しく、目に残像が残るようになり、利用に障害が出ているため、このような工事は不当であると述べ、結果として財産を毀損していることから、「吊り天井の工事と照明器具の天井設置」を求めている。

しかるに、この請求内容は、先に請求人が提出し、3月24日付新監査579号「新宿区職員措置請求について（通知）」により却下した請求と同様の主旨であり、これをもって却下とする。

- (2) 次に、4月3日の補正において、請求人は、本契約において、設計委託時の実施案と異なる工事内容であったこと、本契約のうち「新宿区立新宿スポ

ーツセンター特定天井改修その他工事（以下「改修工事」という。）」の指名競争入札において、他社が入札を辞退したことにより指名競争入札に参加したのが1社であったこと、設計段階での実施案の変更により施設の利用環境が悪化したことをもって、本契約は不当であるとし、本契約の解除（以下「第1次請求」という。）、それが不可能である場合は実施案の工事を行い、利用環境を回復する措置（以下「第2次請求」という。）を求めている。

第1次請求については、財務会計行為である本契約の締結を対象にして、その内容の不当を請求の理由としたものであり、その監査請求期間は当該契約行為のあった契約締結日から起算されるものである（最高裁、平成14年10月15日判決）。

3月30日付の請求書添付の事実証明書2の歳出予算整理簿によると、本契約のうち、改修工事に係る支出命令が平成27年9月28日及び平成28年3月17日に、「新宿区立新宿スポーツセンター特定天井改修その他に伴う電気設備工事（以下「電気設備工事」という。）」に係る支出命令が平成27年9月29日及び平成28年3月28日に、「新宿区立新宿スポーツセンター特定天井改修その他機械設備工事（以下「機械設備工事」という。）」に係る支出命令が平成27年10月19日及び平成28年3月28日にそれぞれ行われている。このことからすると、少なくとも、改修工事は平成27年9月28日以前に、電気設備工事は同月29日以前に、機械設備工事は同年10月19日以前にそれぞれ契約締結が行われていることは明らかである。

よって第1次請求は、本契約はいずれも契約締結日から1年を経過しているものであり、監査請求期間の1年の徒過により却下とする。

第2次請求については、3月30日付の請求書における内容と同様のものあり、上記(1)と同様の理由により、却下とする。